

大破した玉川受刑者の乗用車(上)、判決後の記者会見にのぞんだ小沢さん夫婦ら

飲酒死亡事故 同乗者に初の 実刑判決

遺族が告発した 「パワハラ」



**泥酔運転で死傷事故を起
こした車の同乗者に、「危険
運転致死傷帮助罪」で懲役
2年の実刑判決――。2月
14日、さいたま地裁で言い
渡された判決は、その罪名
自体が全国初、しかも被害
者参加制度、裁判員裁判と
いうこともあって大きな注
目を集めた。ハンドルを握**

**08年2月17日の夜。玉川
清受刑者(35)は、ゴルフ仲
間らとともに6時間にわた
つて飲酒の上、車を運転し、
100キロを超す速度で中央
線を突破し、対向車線の2**

**つていなかった同乗者が、なぜ
実刑になつたのか。そこに
は遺族が告発した「パワハ
ラ」が隠れていた。**

**泥酔、そして暴走運転の
果ての事故だった。**

**しかし、この事故で両親
を失い、兄弟が重傷を負つ
た小沢克則さん(34)と樹里
さん(30)夫妻は、運転者と
酒の提供者だけが罰せられ
ることにどうしても納得が
いかなかつた。玉川受刑者の
刑事裁判で、次のような
ことが明らかになつてきた
ためだ。**

**玉川受刑者らは飲酒後、
親分的存在である同僚の飲
食店手伝い・大島巧被告
(48)と、無職・関口淳一被告
(46)とともにキャバクラを
訪れたが、**

**その時点で、両被告は道
交法違反(飲酒運転同乗)
で書類送検されていたが、
彼らの「パワハラ」によつ
て危険運転が強いために、
高裁に引き継がれることに
なつた。**

柳原三佳

台の車に衝突。2人を死亡
させ、7人がけがを負う大
事故を引き起こした。

逮捕された玉川受刑者の
血液からは1ミリットルあ
たり2・2ミリグラムという
高濃度のアルコールが検出
された。その後、危険運転
致死傷罪で起訴され、09年
12月、懲役16年の実刑判決
が確定している。

酒を提供した店主も、酒
類提供罪で全国初の有罪判
決(懲役2年執行猶予5年)
を受けている。

玉川は『ひと回りしましょ
うか』と2人にお伺いを立て、
彼らは『そうしようか』と答えて
います。また、同乗者の2人はお金も持参せ
ず、キャバクラの費用も玉川に
出させようと計画していた
のです。それを知った

私たちも、先輩である同乗
者の2人こそが、事故の黒
幕に思えてきたのです』

「泥酔していて、他の客に
迷惑がかかる」と入店を拒否された。彼
らは2軒目のキャバクラが
開くまでの時間つぶしでド
ライブをすることに。事故
はそのわずか30分後に起き
ている。

樹里さんは語る。
「玉川の刑事裁判を傍聴し
てわかったのですが、彼と
同乗者との間には、明らか
な上下関係がありました。
玉川は『ひと回りしましょ
うか』と2人にお伺いを立て、
彼らは『そうしようか』と答えて
います。また、同乗者の2人はお金も持参せ
ず、キャバクラの費用も玉川に
出させようと計画していた
のです。それを知った
私たちも、先輩である同乗
者の2人こそが、事故の黒
幕に思えてきたのです』

やなぎはら・みか ジャーナリスト。交通事故、保険制度、司法問題などを取材。著書に『自動車保険の落とし穴』『巻子の言葉』『死因究明』『交通事故被害者は二度泣かされる』など

ではないか……。

そこで、小沢さん夫妻ら
は大島被告と関口被告を告
訴、告発したいと考えた。

何人の弁護士に相談して
「無理だ」と言われたが、
協力してくれる弁護士を探
し、「危険運転致死傷罪の共
同正犯」で両被告の告訴、
告発を行つた。それを受理

した検察も1年以上検討を
重ね、結果的に「危険運転
致死傷帮助」の罪名で起訴
を決めたのだつた。

さいたま地裁の田村真裁
判長は、判決理由で、両被
告が、飲酒運転を制止する
義務がありながら黙認した
ことで玉川受刑者の「犯行
が容易になつた」と指摘し、
実刑判決を言い渡した。

小沢さん夫妻は語る。
「私たちもとにかく、『飲酒
運転をしない、させない環
境づくり』を目指して、頑
張つていただきたいと思つてい
ます」

判決後、両被告はいずれ
も控訴。司法の判断は東京
高裁に引き継がれることに
なつた。